

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表
高知県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

新			旧		
第68条			第68条		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 42 条第 2 項	条例第 23 条	条例第 37 条第 2 項において読み替えて準用する条例第 23 条	第 42 条第 2 項	条例第 23 条	条例第 37 条第 2 項において読み替えて準用する条例第 23 条
	別表第 3 の左欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる行為	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 5 項の地方港湾審議会への諮問		別表第 3 の左欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる行為	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 3 項の地方港湾審議会への諮問